第116回
定時株主総会
招集ご通知

日　時　2019年6月21日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場　所　福島県福島市大町３番25号
当行本店 ８階大会議室

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　監査等委員である取締役以外の取締役１０名選任の件

議決権行使のお願い

当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
詳細は２ページから４ページまでをご覧ください。


郵送


インターネット

昨年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただいております。何とぞご理解くださいますようお願い申しあげます。

株式会社 東邦銀行
証券コード：8346

ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より東邦銀行グループをご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

第116回定時株主総会の開催にあたり、ここに招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

2019年5月

取締役頭取　北村清士



企業理念

社会的使命

地域を見つめ、地域とともに

私たちは、
地域を見つめ、地域とともに歩み、
総合的な金融サービスをもって、
「ふくしま」の発展とお客さまの豊かな
くらしづくりのために力を尽くします。

経営姿勢

お客さまの満足のために

私たちは、
進取・積極の精神と健全な姿勢を基本とし、
心が通いあう活きた組織をもって
お客さまの満足のために汗を流します。

行動規範

新しい感覚と柔軟な発想をもって

私たちは、
ふるさと「ふくしま」を愛し、
新しい感覚と柔軟な発想をもって自分を磨き、
お客さまの信頼に応えることを喜びとします。

第116回定時株主総会招集ご通知　目次

第116回定時株主総会招集ご通知 P.1

株主総会の開催概要をご確認いただけます。

議決権行使についてのご案内 …… P.2
議決権の行使方法の詳細をご説明しております。

事業報告 P.5

2018年度の取組み、今後の課題等をご確認いただけます。

1. 当行の現況に関する事項 …… P.5
2. 会社役員（取締役）に関する事項 …… P.20
3. 社外役員に関する事項 …… P.22
4. 当行の株式に関する事項 …… P.24
5. 当行の新株予約権等に関する事項 …… P.25
6. 会計監査人に関する事項 …… P.25
7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 …… P.26
8. 業務の適正を確保する体制 …… P.27
9. 特定完全子会社に関する事項 …… P.31
10. 親会社等との間の取引に関する事項 …… P.31
11. 会計参与に関する事項 …… P.31
12. その他 …… P.31

計算書類 P.32

第116期末貸借対照表 …… P.32
損益計算書 …… P.33

連結計算書類 P.34

第116期末連結貸借対照表 …… P.34
連結損益計算書 …… P.35

監査報告書 P.36

株主総会参考書類 P.39

株主総会における決議事項の内容をご確認いただけます。

第１号議案　剰余金の処分の件 …… P.39
第２号議案　監査等委員である取締役以外の取締役10名選任の件 …… P.40
〈ご参考〉社外役員の独立性判断基準 …… P.48

インターネットによる開示について

●本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
① 株主資本等変動計算書　② 計算書類の個別注記表
③ 連結株主資本等変動計算書　④ 連結計算書類の連結注記表
(http://www.tohobank.co.jp/ir/stocks/sokai.html)

●株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当行ホームページに掲載させていただきます。
(http://www.tohobank.co.jp/ir/stocks/sokai.html)

●当行招集ご通知は、当行ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイト（http://www.jpx.co.jp/）に掲載されています（和文および、狭義の招集通知と株主総会参考書類の英訳）。

証券コード　8346
2019年5月30日

株主の皆さまへ

福島県福島市大町３番25号
株式会社 東邦銀行
取締役頭取　北 村 清 士

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当行第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）（2頁～4頁）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年６月20日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1	日時	2019年**6**月**21**日（金曜日）午前**10**時（受付開始 午前**9**時）
2	場所	福島県福島市大町３番25号 **当行本店 ８階大会議室** （最終ページの株主総会会場ご案内図をご参照ください。なお、開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申しあげます。）
3	目的事項	**報告事項** 1. 第116期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件 2. 第116期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 **決議事項** 第1号議案　**剰余金の処分の件** 第2号議案　**監査等委員である取締役以外の取締役10名選任の件**

以上

議決権行使についてのご案内

当日ご出席願えない場合は、**書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。**

株主総会にご出席いただける場合

株主総会出席による行使

同封の議決権行使書用紙を、株主総会会場受付にご提出ください。
また、当日は本招集通知をご持参ください。

株主総会開催日時

2019年6月21日（金曜日）
午前10時開催

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）による行使

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

※賛否のご表示がない場合は賛成の意思表示として取り扱わせていただきます。

行使期限

2019年6月20日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット等による行使

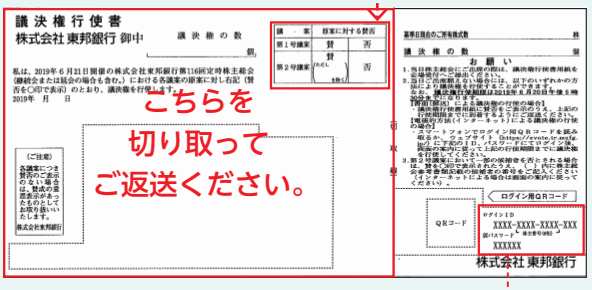
議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。

▶ 詳細は次頁をご確認ください。

行使期限

2019年6月20日（木曜日）
午後5時30分受付分まで

議決権行使書用紙の記入方法



各議案の賛否をご表示ください。

第1号議案

- 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- 反対の場合：「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合：「否」の欄に○印

※ 一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

なお、賛否を表示せずに提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱います。

ログインID
仮パスワード

▶ インターネットによる議決権行使に必要となる「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意ください。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

行使期限　**2019年6月20日（木曜日）午後5時30分受付分まで**

スマートフォンの場合　QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、
「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



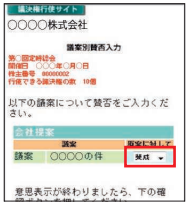
2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。



画面の案内にしたがって行使完了です

二回目以降のログインの際は…
右頁の記載のご案内にしたがってログインしてください。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

●書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

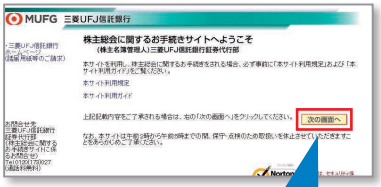
●インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

●またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

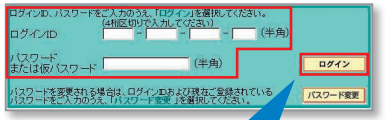
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

議決権行使ウェブサイト
https://evote.tr.mufg.jp/



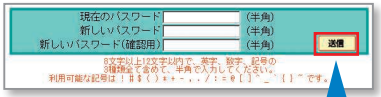
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入入力



「送信」をクリック

以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください

ご利用上の留意点

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによって実施可能です（午前2時から午前5時を除く）。

(2) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もあります。

(3) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

(4) インターネットによる議決権行使は、2019年６月20日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がありましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。

議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル 0120-173-027（受付時間　9時～21時、通話料無料）

1．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果等

イ　主要な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、為替業務、公共債・投資信託・保険商品などの販売業務を通じて、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供するとともに、東日本大震災からの復興支援さらには地域の成長に向けた取り組みを積極的に展開しております。

ロ　金融経済環境

（国内経済）

2018年度のわが国経済は、輸出・生産面に海外経済の減速の影響がみられたものの、所得から支出への前向きの循環メカニズムが働くなかで、年度を通じ緩やかに拡大しました。

（福島県内経済）

主要な営業基盤である福島県内の経済につきましても、東日本大震災からの復興へ向けた取り組みが続くなかで、公共投資や住宅投資に弱い動きがみられたものの、設備投資や雇用・所得環境の改善等を背景に、総じて緩やかに回復しました。

（金融環境）

長期金利の指標となる10年国債利回りは、日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」政策のもとで△0.09%～0.16%の水準で推移しました。

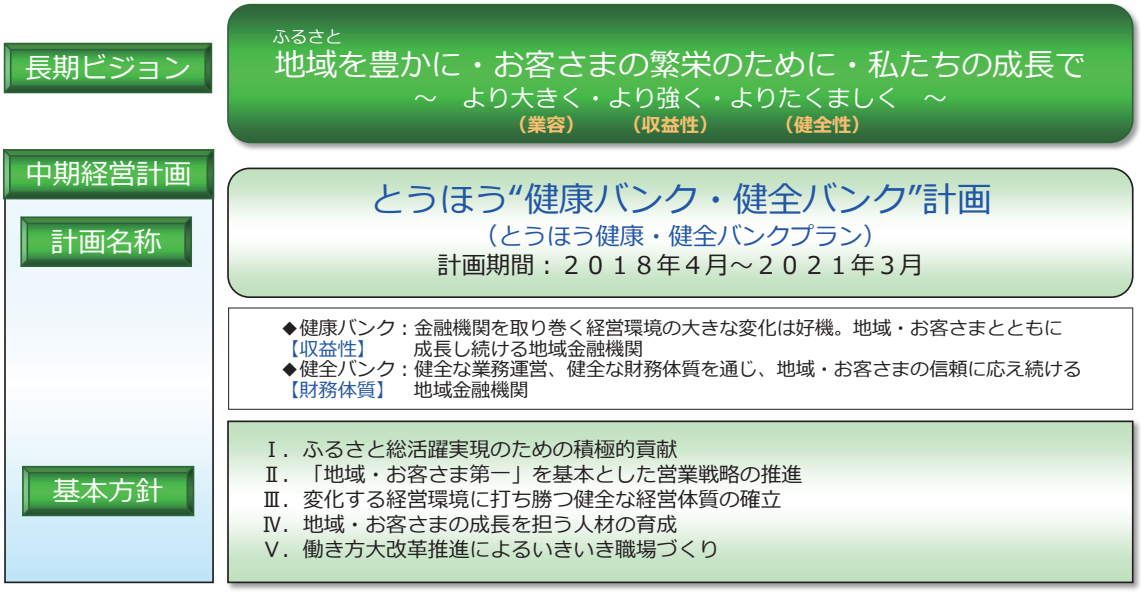
日経平均株価につきましては、企業業績の拡大期待から年度前半は徐々に上昇し24,000円台に達しましたが、米中貿易摩擦等を背景に年度末には21,205円となりました。

ハ　事業の経過およびその成果

このような経済環境のもと、当行は、長期ビジョン「地域（ふるさと）を豊かに・お客さまの繁栄のために・私たちの成長で～より大きく・より強く・よりたくましく～」の実現に向けて、2018年度から2020年度までの３年間を計画期間とする中期経営計画「とうほう“健康バンク・健全バンク”計画」を展開しております。当年度は、その初年度として以下の５つの基本方針にグループ一体となって取り組んでまいりました。

＜「**とうほう“健康バンク・健全バンク”計画**」の基本方針＞

1．ふるさと総活躍実現のための積極的貢献
2．「地域・お客さま第一」を基本とした営業戦略の推進
3．変化する経営環境に打ち勝つ健全な経営体質の確立
4．地域・お客さまの成長を担う人材の育成
5．働き方大改革推進によるいきいき職場づくり



〈ふるさと総活躍実現のための積極的貢献〉

東日本大震災からの復興や地域のさらなる成長に向け、円滑な資金供給や産業活性化に資する取り組みを進めたほか、復興支援事業などにも積極的に参画してまいりました。

当行では、起業や新規事業参入を希望されるお客さまをサポートするため「とうほう“起業家応援”相談会」や「とうほう創業支援塾」を定期的に開催いたしました。また、地域の活性化を目的として発行手数料の一部を学校等へ寄贈する「とうほう・ふるさと総活躍応援私募債」やお取引先企業の福利厚生を支援する「ふるさと支援・福利厚生型私募債」、大規模地震発生時のリスク対策や事業継続計画に対するニーズにお応えする「震災時元本免除特約付き融資」やＥＳＧ／ＳＤＧｓに取り組むお取引先を後押しする「ＥＳＧ／ＳＤＧｓ貢献型融資・応援型私募債」など、さまざまな商品の提供のほか、中国やタイでの商談会開催等による海外進出サポートなどに努めてまいりました。

加えて、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故で被災されたお客さまに対しましては、地域経済活性化支援機構や中小企業再生支援協議会などの外部機関とも連携しながら、経営支援・事業再生支援に積極的に取り組んでまいりました。

「地方創生」の取り組みでは、福島県ゆかりの経済人とのネットワーク構築を目的とした「ふるさと応援　在京福島県経済人の集い」や、福島の地酒をＰＲする「ふる

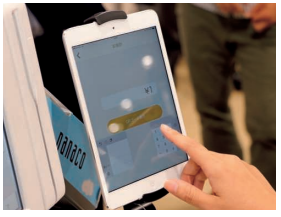
さと応援　ふくしま酒まつり」を継続開催するとともに、福島県内自治体をサポートする取り組みとして「とうほう・地方創生セミナー」の開催や自治体との包括連携協定の締結など、地域の活性化に向けた諸課題に対して、お客さまや自治体と連携した取り組みを実施してまいりました。

福島イノベーション・コースト構想に資する取り組みとしましては、株式会社みずほフィナンシャルグループとともに、2018年６月から12月にかけて、福島県浜通り地区を対象エリアとしました「キャッシュレス構想の実現に向けた実証実験」を実施したほか、2018年９月に株式会社日本政策投資銀行と連携した「ふるさと産業躍進ファンド」を創設し、医療・ロボット・再生可能エネルギー・航空宇宙産業等の新産業分野に携わるお客さまの事業拡大にも注力しております。




ふるさと応援　在京福島県経済人の集い


ふるさと応援
ふくしま酒まつり


キャッシュレス構想の実現に
向けた実証実験

〈「地域・お客さま第一」を基本とした営業戦略の推進〉

多様化する地域・お客さまのニーズにしっかりとお応えするため、お客さまの立場に立った営業戦略を展開してまいりました。

当行では、お客さまの円滑な資産承継や相続対策ニーズの高まりにお応えするため、東北の地方銀行では唯一の銀行本体での「遺言信託・遺産整理業務」の取り扱いのほか、2019年３月には金銭信託「遺言代用信託」・「暦年贈与型信託」の取り扱いを開始いたしました。

事業を営むお客さまへの取り組みといたしましては、「経営課題提案型営業」の展開により、事業承継やＭ＆Ａ（企業の合併・買収）、ビジネスマッチングなど、お取引先の抱える経営課題の解決に積極的に取り組んでおります。

とりわけ、Ｍ＆Ａの取り組みでは、株式会社日本Ｍ＆Ａセンターより５年連続で表彰を受けるなど、お取引先の関心の高い事業承継への支援に取り組んだ結果が評価されております。

キャッシュレス推進への取り組みとしましては、株式会社みずほ銀行が提供するスマホ決済サービス「Ｊ－Ｃｏｉｎ Ｐａｙ」に参画し、地域経済の活性化やインバウンド消費の取り込みに努めております。



株式会社日本M＆Aセンターより５年連続受賞

また、当行は、「ＴＳＵＢＡＳＡアライアンス」（参加行：当行・千葉銀行・第四銀行・中国銀行・伊予銀行・北洋銀行・北越銀行・武蔵野銀行）に参加しており、2018年10月には、「ＴＳＵＢＡＳＡ　ＦｉｎＴｅｃｈ共通基盤」（オープンＡＰＩ（注1））によるフィンテックサービスの提供を開始したほか、次期基幹系システム（注2）として「ＴＳＵＢＡＳＡ基幹系システム共同化（注3）」への参加に向けた検討を行っており、お客さまへの金融サービス高度化に向けた取り組みを着実に進めております。

（注）1．ＡＰＩとは、Application Programming Interfaceの略。お客さまの同意に基づいて銀行等のシステムに外部から接続して安全に情報を取得できるようにする仕組みで、その仕様等をフィンテック企業等の外部事業者に公開することを「オープンＡＰＩ」といいます。
2．銀行システムにおいて、預金業務や貸出業務、為替業務等を担う中核となるシステムを意味します。
3．株式会社千葉銀行、株式会社第四銀行、株式会社中国銀行および日本アイ・ビー・エム株式会社が構築した、開発・運用・保守を共同で行うシステムです。

〈変化する経営環境に打ち勝つ健全な経営体質の確立〉

当行の持続的な成長を見据え、変化する経営環境に打ち勝つ健全な経営体質の確立に努めてまいりました。

当行は経営体質の強化を経営の最重要課題の一つと位置づけ、経営陣主導のもと、全行的な業務効率化と生産性向上に取り組むとともに、コスト構造の抜本的な見直しを進めております。

業務効率化に向けた取り組みでは、伝票の本部集中化や金融商品販売の電子化などの施策を実行し、営業店業務の効率化を図るとともに、従業員の多能化推進による業務の平準化や相互に業務を補完する体制の整備を図るなど、生産性の向上に努めてまいりました。

コスト構造の見直しに向けた取り組みでは、ＩＴ・システムに関する中期投資計画を策定し、既存システムの投資効果追求や見直しによる適正なＩＴ投資に向けた取り組みを進めております。また、当行は、株式会社福島銀行、株式会社大東銀行と「3行連携協定」を締結しており、メールカーの共同運行に続き、2018年８月にはメールセンター業務の共同運用を開始するなど、事務の合理化および効率化等に向けた取り組みを着実に進めております。

また、ガバナンス体制のより一層の充実に向けた取り組みとして、2018年６月に監査等委員会設置会社へ移行しております。移行後は、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を設置し、業務執行の監督機能を強化することに加え、取締役会の

権限の一部を取締役に委任することにより、経営の意思決定の迅速化につなげております。

〈地域・お客さまの成長を担う人材の育成〉

地域・お客さまの成長を担うために、幅と厚みのある人材育成およびキャリア支援に積極的に取り組んでまいりました。

企業内大学として体系化しております「とうほうユニバーシティ」を中心として充実した研修プログラムを実施し個々人のキャリアデザインやモチベーションアップを支援するとともに、自宅で学習可能なｅラーニングやＴＶ会議システムを活用した「ＴＯＨＯ Ｍｏｒｎｉｎｇ Ｓｃｈｏｏｌ」＆「ＴＯＨＯ Ｅｖｅｎｉｎｇ Ｓｃｈｏｏｌ」および休日セミナーなどの自己啓発を支援する多彩な仕組みを整備しており、従業員の主体的な成長を促進する取り組みを進めております。

また、国内外の大手企業や大学院、官公庁等への研修派遣も積極的に実施しております。特に地方銀行協会への研修派遣人数は地方銀行トップクラスにあるなど、充実した人材育成体制を構築しております。

これらの取り組みが評価され、2018年10月には「グッドキャリア企業アワード2018」において「イノベーション賞」（厚生労働省人材開発統括官表彰）を受賞いたしました。



グッドキャリア企業アワード2018
イノベーション賞受賞

〈働き方大改革推進によるいきいき職場づくり〉

「人を大事にする経営」を基本とし、「働き方大改革」の推進により、従業員の働きがいの向上ならびに生産性の向上に向け、さまざまな施策を実施してまいりました。

６時30分から勤務可能な朝型勤務や完全フレックスタイム制により、柔軟で多様な働き方を可能とし、業務の効率と生産性を高めるとともに、総勤務時間の短縮を通じて従業員のワーク・ライフ・バランスや自己啓発を促進しております。

また、「とうほう・みんなの健康宣言」を制定し、従業員とその家族のこころとからだの健康保持・増進にも取り組んでまいりました。

2019年３月には、骨髄移植やドナー登録への関心の高まりを踏まえ、従業員の社会貢献を支援する「ドナー休暇」とともに、医師等よりさまざまな宣告を受けた家族への寄り添いや不妊治療等、従業員およびその家族の健康面等に寄り添う

「家族あんしん休暇」を創設いたしました。
　これらの取り組みが評価され、2019年１月には厚生労働省より「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰『キラリと光る取り組み賞（職業安定局長賞）』」、2019年３月には経済産業省より「新・ダイバーシティ経営企業100選」を受賞するとともに、経済産業省および日本健康会議が実施する健康経営優良法人認定制度において「健康経営優良法人2019（ホワイト500）」に認定いただいております。



働きやすく生産性の高い企業・職場表彰



新・ダイバーシティ経営企業100選受賞

〈環境・社会貢献活動の展開〉

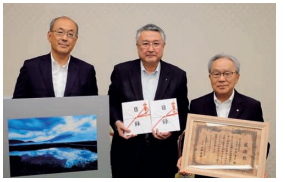
　持続的発展が可能な社会を目指すため、環境・社会貢献活動の展開に積極的に取り組んでまいりました。

[環境]

　福島県が推進する「企業の森林（もり）づくり」制度に継続参画し、10年目を迎えた植林活動「とうほう・みんなの森づくり」を相馬市で実施いたしました。
　また、2006年より販売している自然環境保護ファンド「尾瀬紀行」から収受した運用管理費用の一部を公益財団法人尾瀬保護財団に寄付いたしました。



とうほう・みんなの森づくり


公益財団法人尾瀬保護財団へ寄付

[社会]

　金融教育支援の取り組みとしましては、引き続き福島大学での当行提供講座「地域金融論」を開講するとともに、第７回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」福島大会の開催、小学生を対象とした第11回「夏休みとうほう親子マネースクール」の開催などに取り組んでまいりました。
　地域のスポーツ振興の取り組みとしましては、当行陸上競技部員による陸上教室や小中高生を対象としたリレー大会「ふくしまリレーズ」を継続して開催しております。


福島大学での当行提供講座「地域金融論」



全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」福島大会


夏休みとうほう親子マネースクール



とうほう・みんなの陸上教室

また、病気治療の子どもと看病する家族の宿泊施設「パンダハウス」の運営サポートや、西日本豪雨災害で大きな被害を受けた岡山県倉敷市真備地区にボランティアチームを派遣したほか、日本各地で発生した自然災害の被災地域の一日も早い復旧・復興を願い支援物資や義援金を贈呈しました。

こうした取り組みの結果、2018年度の業容・業績は以下のとおりとなりました。



西日本豪雨災害ボランティアチーム派遣

〈業績の概要〉

[預金、譲渡性預金等]

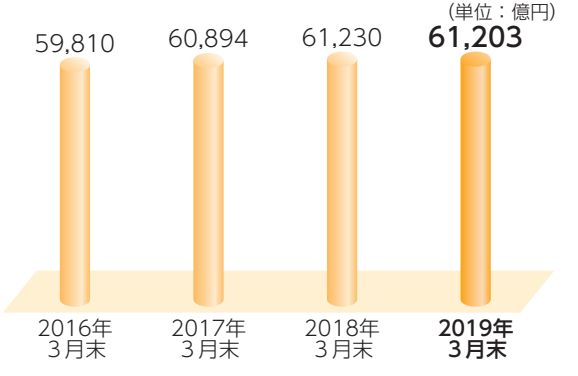
預金につきましては、個人預金と法人預金は引き続き順調に推移しましたが、復興関連公共事業の進捗を背景に公金預金が大幅に減少したことにより、前年度末比338億円減少し、５兆1,959億円となりました。また、譲渡性預金を含む総預金は、前年度末比62億円減少し、５兆6,701億円となりました。

預金以外の預かり資産は、投資環境の悪化等により投資信託・公共債が減少しましたが、生命保険が増加したことにより前年度末比36億円増加し、4,502億円となりました。

総預金と預かり資産を合計した総預かり資産は、公金預金等の大幅な減少により前年度末比26億円減少し、６兆1,203億円となりました。

なお、公金預金等を除いた総預かり資産は、前年度末比813億円増加しました。

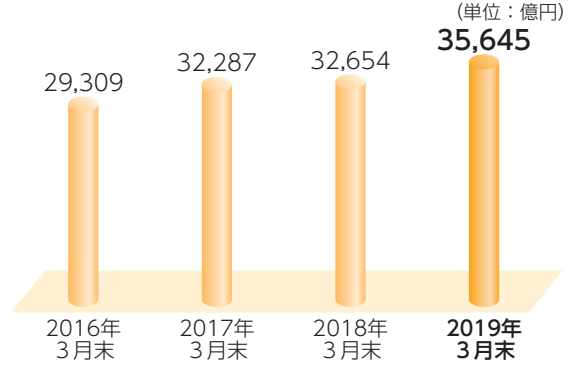
総預かり資産残高【総預金＋預かり資産】



[貸出金]

貸出金につきましては、取引先企業や個人のお客さまのニーズに幅広く積極的にお応えした結果、前年度末比2,991億円増加し、３兆5,645億円となりました。

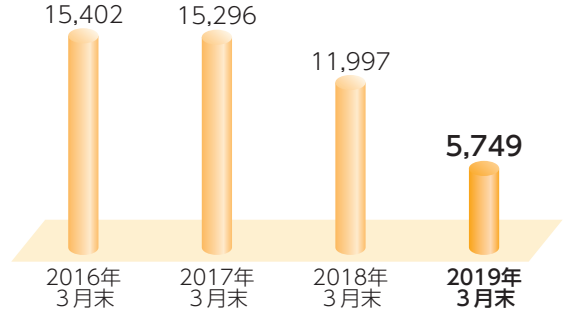
貸出金



[有価証券]

有価証券につきましては、世界的な超金融緩和環境が続くなか、中長期的な金利リスク回避の観点から内外の市場運用を抑制方針とし、期末残高は前年度末比6,248億円減少し、5,749億円となりました。

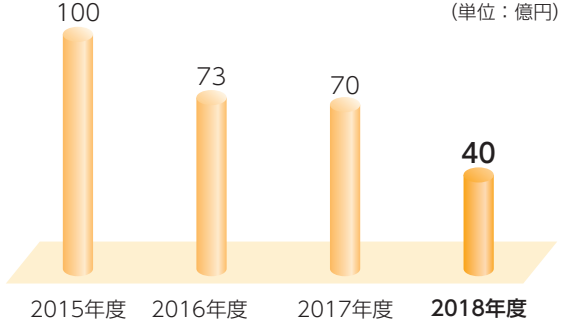
有価証券



[損益]

損益につきましては、経常利益は59億円、当期純利益は40億円となりました。また、連結の経常利益は57億円、親会社株主に帰属する当期純利益は35億円となりました。

単体当期純利益



ニ　店舗等

2018年７月に「桑野支店・西ノ内支店」を支店併設型店舗方式により新築移転いたしました。

また、昼時間帯における窓口数減少などのサービス面の課題を解決し、お客さまの満足度向上を目指すため、一部営業店の窓口営業時間を変更（昼時間休業）いたしました。



「桑野支店・西ノ内支店」新築移転

ホ　対処すべき課題

当行の主たる営業基盤である福島県は、東日本大震災と原発事故から８年が経過してもなお、ふるさとへの帰還が叶わない方もいらっしゃいます。

一方で、福島イノベーション・コースト構想による新たな産業の振興や、東北中央自動車道の段階的開通など、さらなる成長に向けた環境も整備されつつあります。

このような状況下、金融業界を取り巻く環境は、マイナス金利政策を含む金融緩和政策の継続や人口減少によるマーケットの縮小、金融ＩＴ技術の急速な進展や異業種の参入など大きく変化しております。この変化をチャンスと捉え、当行の成長と発展につなげていくためには、地域の課題とお客さまのニーズに真摯に向き合い、スピード感をもって対応していくことが求められております。

こうした認識のもと、当行は長期ビジョン「地域（ふるさと）を豊かに・お客さまの繁栄のために・私たちの成長で～より大きく・より強く・よりたくましく～」を定めるとともに、この実現に向け、2018年度から３か年を計画期間とする中期経営計画「とうほう“健康バンク・健全バンク”計画」のもと、地域とともに持続的な成長の実現を目指してまいります。

あわせて、お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまからのご期待にお応えできるよう、法令等遵守態勢やコーポレートガバナンス体制を一層強化し、企業価値向上に向け、グループの総力をあげて取り組んでまいる所存であります。

皆さまにはより一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申しあげます。

（2）財産および損益の状況

イ　単体業績の推移

（単位：億円）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預金	51,359	52,368	52,298	51,959
定期性預金	12,861	12,644	12,454	12,118
その他	38,497	39,724	39,843	39,841
貸出金	29,309	32,287	32,654	35,645
個人向け	6,556	6,987	7,408	7,733
中小企業向け	8,683	9,495	10,268	10,678
その他	14,069	15,804	14,977	17,233
商品有価証券	2	1	8	0
有価証券	15,402	15,296	11,997	5,749
国債	6,579	5,910	4,510	1,568
その他	8,823	9,386	7,486	4,181
総資産	58,585	60,141	60,174	58,999
内国為替取扱高	278,968	278,617	261,924	258,986
外国為替取扱高	百万ドル 805	百万ドル 1,058	百万ドル 1,057	百万ドル 1,148
経常利益	百万円 15,969	百万円 10,629	百万円 10,162	百万円 5,961
当期純利益	百万円 10,063	百万円 7,384	百万円 7,083	百万円 4,066
１株当たり当期純利益	円　銭 39　92	円　銭 29　29	円　銭 28　10	円　銭 16　13
信託財産	0	0	—	0
信託報酬	百万円 0	百万円 0	百万円 —	百万円 —

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
　　２．「１株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

ロ　連結業績の推移

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	755	703	706	724
経常利益	171	106	110	57
親会社株主に帰属する当期純利益	182	70	73	35
包括利益	140	0	58	△28
純資産額	1,982	1,961	1,999	1,951
総資産	58,646	60,232	60,271	59,101

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	前　年　度　末	当　年　度　末
使用人数	2,167人	2,136人
平均年齢	41年　3月	41年　4月
平均勤続年数	17年　4月	17年　7月
平均給与月額	381千円	380千円

(注) 1．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3．平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

（4）営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	前年度末	当年度末
福島県	106店	106店
東京都	2	2
宮城県	5	5
山形県	1	1
茨城県	2	2
栃木県	1	1
新潟県	1	1
合計	118	118

(注)　上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を201か所(前年度末208か所)設置しております。また、当行が店舗管理銀行となっている、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を146か所（前年度末は145か所）設置しております。

ロ　当年度新設営業所

当年度の新設営業所はございません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を、下記の5か所新設し、11か所廃止いたしました。

○新設

イオンモールいわき小名浜	(いわき市)	ヨークベニマル小名浜リスポ店	(いわき市)
笑ふるタウンならは	(双葉郡楢葉町)		
ヨークベニマル桑野店	(郡山市)	泉中央駅	(仙台市泉区)

○廃止

川内村役場	(双葉郡川内村)	東京電力第二原子力発電所	(双葉郡楢葉町)
福島競馬場	(福島市)	ヨークベニマル上谷刈店	(仙台市泉区)
楢葉町役場	(双葉郡楢葉町)	ヨークベニマル小名浜店	(いわき市)
ヨークベニマル夜ノ森店	(双葉郡富岡町)	イオンタウン仙台富沢	(仙台市太白区)
ヨークベニマル浪江店	(双葉郡浪江町)	ヨークベニマル原町店	(南相馬市)
東京電力第一原子力発電所	(双葉郡大熊町)		

（5）設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	3,229

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　容	金　額
営業店舗関連（新築・改修）	305
ソフトウェア	1,171
システム機器	665

ハ　重要な設備の処分・除却等

該当ございません。

（6）重要な親会社および子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ございません。

ロ　子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
とうほう証券株式会社	福島市大町３番25号	証券業務	2015年８月28日	3,000百万円	100.00%	子会社
東邦リース株式会社	福島市上町５番６号	リース業務	1985年３月20日	60百万円	50.00%	子法人等
株式会社東邦カード	福島市大町４番４号	クレジットカード業務および信用保証業務	1985年４月15日	30百万円	50.00%	子法人等
株式会社東邦クレジットサービス	福島市大町４番４号	クレジットカード業務および信用保証業務	1990年７月12日	30百万円	50.00%	子法人等
東邦信用保証株式会社	福島市大町４番４号	信用保証業務	1985年３月20日	110百万円	50.00%	子法人等
東邦情報システム株式会社	福島市飯坂町平野字桜田３番地４	電子計算機による計算業務および電子計算機ソフトウェア開発業務	1983年10月14日	60百万円	39.69%	子法人等
株式会社とうほうスマイル	福島市飯坂町平野字桜田３番地４	帳票等の印刷・製本業務	2012年３月１日	30百万円	100.00%	子会社
ふるさと産業躍進投資事業有限責任組合	仙台市青葉区中央１丁目６番35号	成長・成熟・再生局面にある企業への投資業務	2018年９月14日	258百万円	—%	関連法人等

(注) 1．当行が所有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2．連結対象の子会社、子法人等、持分法適用会社は上記の８社であります。
3．ふるさと産業躍進投資事業有限責任組合は、2018年９月14日に組成いたしました。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3．地方銀行13行（北海道銀行・秋田銀行・山形銀行・七十七銀行・群馬銀行・足利銀行・常陽銀行・武蔵野銀行・千葉銀行・きらぼし銀行・横浜銀行・第四銀行・八十二銀行）との提携により平日日中のお引き出し手数料が無料となるサービスを行っております。
4．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
5．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
6．株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
7．株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
8．株式会社千葉銀行、株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社北洋銀行、株式会社北越銀行および株式会社武蔵野銀行との間で、「ＴＳＵＢＡＳＡアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

（7）事業譲渡等の状況

該当ございません。

（8）その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2．会社役員（取締役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位および担当	重要な兼職
北　村　清　士	取締役頭取（代表取締役） コンプライアンス（正）・監査部（正）	
竹　内　誠　司	専務取締役（代表取締役）営業本部長 営業本部（正）	
佐　藤　　稔	専務取締役（代表取締役）事務本部長 事務本部（正）・総合企画部（正）・ コンプライアンス（副）	
坂　井　道　夫	常務取締役　コンプライアンス・リスク統括部長 コンプライアンス・リスク統括部（正） コンプライアンス（副）・総合企画部（副）	
須　藤　英　穂	常務取締役　本店営業部長 営業本部（副）	
石　井　隆　幸	常務取締役 総務部（正）・審査部（正）	
横　山　貴　一	常務取締役　人事部長 人事部（正）・市場金融部（正）	
久　家　文　寿	常務取締役　いわき営業部長 営業本部（副）	
青　木　　智	常務取締役　郡山営業部長 営業本部（副）	
古　宮　智　宏	取締役　営業本部副本部長兼営業統括部長	
矢　吹　光　一	取締役　審査部長	
田　口　信太郎	取締役（社外取締役）	
渡　部　速　夫	取締役（社外取締役）	エイブリック株式会社 常勤監査役
丹　野　真　助	取締役常勤監査等委員	
阪　路　雅　之	取締役常勤監査等委員	
赤　城　惠　一	取締役監査等委員（社外取締役）	
原　　徹	取締役監査等委員（社外取締役）	
藤　原　　隆	取締役監査等委員（社外取締役）	
青　野　亜佐緒	取締役監査等委員（社外取締役）	弁護士・国立大学法人室蘭工業大学 監事

（注）1．当行は、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2．取締役のうち、田口信太郎、渡部速夫、赤城惠一、原徹、藤原隆および青野亜佐緒は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3．当行は田口信太郎、渡部速夫、赤城惠一、原徹、藤原隆および青野亜佐緒を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定しております。
4．当行は、常勤監査等委員を2名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席、内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

（ご参考）当行は執行役員制度を採用しております。各執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。

（年度末現在）

氏　名	地位および担当
千葉　純久	上席執行役員　営業本部副本部長兼個人コンサルティング営業部長
菊地　健一	執行役員
斎藤　春生	執行役員
七海　重貴	執行役員　東京支店長
木城　清市	執行役員　営業本部副本部長
若菜　正典	執行役員　事務本部副本部長兼総合企画部担当部長
佐藤　正二	執行役員　会津支店長
齋藤　　哲	執行役員　原町支店長
小野　佐重喜	執行役員　小名浜支店長
高橋　伸二	執行役員
安藤　利之	執行役員　須賀川支店長
峯　　和彦	執行役員　ローン事業部長
横山　芳一	執行役員
佐藤　卓夫	執行役員　業務支援部長
添田　俊樹	執行役員　法人営業部長

（2）会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報酬等
取締役（監査等委員を除く）	14名	348　(40)
取締役（監査等委員）	6名	57
監査役	5名	16
計	25名	422　(40)

（注）1．当行は、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行（以下、本移行）しております。監査役の支給人数および報酬等は本移行前の期間にかかるものであり、取締役（監査等委員）の支給人数および報酬等は本移行後の期間にかかるものであります。
2．報酬等の（　）欄には、当事業年度における業績連動型報酬予定額40百万円も含まれており、その合計額を内書きしております。
3．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分報酬等40百万円（うち賞与3百万円）は含めておりません。
4．本移行前は、2015年6月24日開催の第112回定時株主総会において取締役に対する確定金額報酬限度額は年額350百万円、2014年6月23日開催の第111回定時株主総会において監査役に対する確定金額報酬限度額は年額75百万円と決議されております。
本移行後は、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の確定金額報酬限度額は年額345百万円、監査等委員である取締役の確定金額報酬限度額は年額80百万円と決議されております。なお、当該限度額には使用人としての報酬は含めておりません。

（3）責任限定契約

当行は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、下記６名の社外役員は当行との間で、当該責任限定契約を締結しております。

氏　名	責任限定契約の内容
田口　信太郎 渡部　速夫 赤城　恵一 原　　徹 藤原　　隆 青野　亜佐緒	在任中、その任務を怠ったことにより銀行に損害を与えた場合において、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対し損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える部分については、銀行は社外役員を免責する。

3．社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
取締役　　渡　部　速　夫	エイブリック株式会社　常勤監査役
取締役　　青　野　亜佐緒	弁護士 国立大学法人室蘭工業大学監事

（2）社外役員の主な活動状況

氏　名	在　任　期　間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 田　口　信太郎	6年9か月	当年度開催の取締役会 22回中すべてに出席	長年、メディア業界に携わった経験を基に客観的・中立的視点で意見を述べております。
取締役 渡　部　速　夫	2年9か月	当年度開催の取締役会 22回中すべてに出席	金融政策全般にわたる幅広い知識と豊富な経験を基に客観的・中立的視点で意見を述べております。
取締役 監査等委員 赤　城　恵　一	3年9か月	当年度開催の取締役会 22回中すべてに出席 当年度開催の監査役会 7回中すべてに出席 当年度開催の監査等委員会 17回中すべてに出席	長年、地方行政に携わった経験を基に積極的に意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。
取締役 監査等委員 原　　徹	3年9か月	当年度開催の取締役会 22回中すべてに出席 当年度開催の監査役会 7回中すべてに出席 当年度開催の監査等委員会 17回中すべてに出席	金融業務に精通した視点から、積極的に意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。
取締役 監査等委員 藤　原　　隆	2年9か月	当年度開催の取締役会 22回中すべてに出席 当年度開催の監査役会 7回中すべてに出席 当年度開催の監査等委員会 17回中すべてに出席	長年、国家行政に携わった経験を基に客観的・中立的視点で意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。

氏　名	在　任　期　間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 監査等委員 青　野　亜佐緒	3年9か月	当年度開催の取締役会 22回中すべてに出席 当年度開催の監査等委員会 17回中16回に出席	弁護士としての専門的知見および経験を基に客観的・中立的視点で意見を述べております。また、営業店の業務監査など現場往査も行っております。

（3）社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支　給　人　数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	56	—

（4）社外役員の意見

特記すべき事項はございません。

4．当行の株式に関する事項

（1）株式数

発行可能株式総数	798,256千株
発行済株式の総数	252,500千株 （自己株式442千株を含む）

（注）株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

（2）当年度末株主数　12,649名

（3）大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況 持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,734 千株	4.65 %
東邦銀行従業員持株会	10,059	3.99
明治安田生命保険相互会社	9,924	3.93
日本生命保険相互会社	9,923	3.93
福島商事株式会社	8,436	3.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,790	2.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	5,182	2.05
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	5,139	2.03
日東紡績株式会社	4,746	1.88
東北電力株式会社	4,658	1.84

（注）１．持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（442千株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ございません。

（2）事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ございません。

6．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江見睦生 指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙嶋清彦 指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中桐徹	65	（注）4． （注）5．

（注）1．　2018年７月１日付で新日本有限責任監査法人から名称変更しております。
2．　なお、当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
3．　当行、子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額72百万円。
4．　監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、監査時間・配員計画等の観点から報酬の見積りの相当性の検討を行った結果、報酬額は妥当であると認め、同意いたしました。
5．　公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務は、グループ会社における顧客資産の分別管理の法令順守の状況に関する保証報告書作成業務であります。なお、当該業務に係る報酬等は１百万円であります。

（2）責任限定契約

該当ございません。

（3）会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

イ　監査等委員会は、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合または会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の解任または不再任が必要であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

ロ　監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

7．財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8．業務の適正を確保する体制

（1）業務の適正を確保する体制の概要

当行は、取締役会において「業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針」として、「内部統制に関する基本方針」について次のとおり決議しております。

イ　当行の法令等遵守態勢

① 取締役会は「法令等遵守の基本方針」とこれに基づく具体的な行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役および全従業員等がこれを遵守する。

② 取締役会は、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、具体的な実践計画に基づく態勢整備を図る。加えて、コンプライアンス担当役員を委員長とする「法令遵守委員会」を設置し、定期的に法令等遵守態勢・状況のチェック及び管理等の審議結果について報告を受ける。また、全行的な法令等遵守の統括に関する事項を所管するコンプライアンス統括部門を設置する。

③ コンプライアンス統括部門は、法令等遵守状況のチェック及び管理等を行うとともに、各部店で任命される法令遵守担当者を通じて法令等遵守態勢の徹底を行う。加えて、公益通報者保護の窓口として、子会社を含めた全従業員等に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる態勢を構築し、その報告内容に応じ速やかに是正措置を講ずる。

④ 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

⑤ 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。

ロ　当行の取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

取締役の職務の執行状況に関する情報については、文書規程等に基づき、各種会議の議事録および各種業務の執行にかかる稟議書等を作成する。これらの文書については、取締役が常時閲覧できるよう保存・管理する。

ハ　当行のリスク管理態勢

① 取締役会は「リスク管理の基本方針」および各リスクの管理規程等を制定し、リスク統括部門および各リスク管理部門、管理方法等を定める。加えて「業務継続計画」および「危

機管理対応マニュアル」を定め、各種リスクの顕在化を契機とする危機発生時における速やかな復旧と円滑な対応に努める。

② 取締役会は、「リスク管理委員会」等を設置し、定期的に各種リスクの保有状況や対応方針等にかかる審議結果について報告を受ける。リスク統括部門は、各リスク管理部門を通じて常時モニタリングを行うとともに、その結果について取締役会に報告する。

③ 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

ニ 当行の職務の効率性確保

定款に定めた事業目的を取締役が効率的に遂行するため、以下の態勢を構築する。

① 取締役会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践する。

② 取締役会は、中期経営計画や年度基本方針、年度および半期予算等を策定するとともに、「常務会」や「経営戦略策定・実行委員会」等で進捗管理を行い、必要な経営施策を機動的に策定する。

③ 取締役は、その業務執行状況について取締役会に報告する。

ホ 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

① 当行の取締役会が子会社の業務の適正を監視するとともに、「グループ会社管理規程」を制定して子会社の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等当行およびその子会社から成る企業集団での内部統制システムを構築する。

② 当行は、各子会社に対し、「コンプライアンス・マニュアル」、「リスク管理の基本方針」の制定、経営計画の策定、その業務執行状況を定期的に当行経営陣に対して報告することなどを求めることにより、当行およびその子会社から成る企業集団での業務の適正および効率性を確保していく。

③ 内部監査部門は、子会社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて子会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を

検証する。

④　当行およびその子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備する。

ヘ　監査等委員会の職務の補助に関する態勢

①　監査等委員会の事務局には、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、専属のスタッフを配置し、監査等委員会の職務を補助する。監査等委員会は、上記専属のスタッフに業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査等委員会より指示を受けた専属のスタッフは当該指示に係る事項に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）等の指示命令を受けないものとする。

②　当該スタッフの人事に関しては、監査等委員会と人事部門の担当取締役と意見交換を行うなどにより、監査等委員会の職務の補助態勢維持に努める。

ト　監査等委員会への報告態勢

①　監査等委員会は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況について当行およびその子会社の取締役および全従業員等（当行の監査等委員である取締役を除く）から報告を受ける。また、監査等委員は、取締役会・常務会・各種委員会など重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は各種議事録や重要書類等の閲覧により、執行状況の報告を受ける。

②　監査等委員会は、当行およびその子会社の公益通報者保護の窓口であるコンプライアンス統括部門より、公益通報にかかる内容報告を受ける。

③　当行およびその子会社は、前記①②の報告を行った取締役および全従業員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わない。

チ　監査等委員会監査の実効性確保

①　監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会は内部監査部門等と緊密な連携を保ち、内部管理体制における課題等について定期的に意見交換するほか、内部監査の結果等の報告を受ける。

②　監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うほか、必要に応じて外部専門家の意見を聴取するなど、適正な監査の実施に努める。

③　監査等委員会又は監査等委員の職務の執行について生ずる必要な諸費用については、予算を措置する。

（2）業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当行では、基本方針に基づく運用状況の確認を毎年実施し、その結果を取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。

当事業年度（第116期）における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

イ　当行の法令等遵守態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、法令遵守委員会（16回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役会に定期的に報告いたしました。

ロ　当行のリスク管理態勢

年度毎のリスク管理方針を取締役会で定め、リスク管理委員会（14回）およびＡＬＭ委員会（19回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役会に報告いたしました。

ハ　当行の職務の効率性確保

取締役会を22回、業務執行の一部を委任している常務会を44回開催いたしました。また、年度基本方針、総合予算を取締役会で定め、経営戦略策定・実行委員会（３回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役会に報告いたしました。

ニ　当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

子会社の業務実績について取締役会に報告（４回）いたしました。また、グループ戦略会議（７回）を開催し、経営課題の把握と対応方針について協議いたしました。

ホ　監査等委員会監査の実効性確保

監査等委員会は、内部監査部門と12回、会計監査人と10回情報交換を実施いたしました。

9．特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10．親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11．会計参与に関する事項

該当ございません。

12．その他

該当ございません。

計算書類

第116期末（2019年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
現金預け金	1,605,386
現金	43,588
預け金	1,561,798
買入金銭債権	10,433
商品有価証券	21
商品地方債	21
金銭の信託	5,450
有価証券	574,918
国債	156,812
地方債	79,761
社債	127,752
株式	45,202
その他の証券	165,389
貸出金	3,564,574
割引手形	6,368
手形貸付	84,278
証書貸付	3,275,821
当座貸越	198,105
外国為替	1,025
外国他店預け	1,025
買入外国為替	0
その他資産	98,332
未決済為替貸	393
前払費用	177
未収収益	3,707
金融派生商品	4,188
金融商品等差入担保金	1,902
その他の資産	87,963
有形固定資産	38,698
建物	11,492
土地	22,423
リース資産	578
建設仮勘定	216
その他の有形固定資産	3,987
無形固定資産	3,024
ソフトウェア	1,921
リース資産	14
その他の無形固定資産	1,088
前払年金費用	559
繰延税金資産	4,724
支払承諾見返	6,330
貸倒引当金	△13,520
資産の部合計	**5,899,960**

科　目	金　額
負債の部	
預金	5,195,992
当座預金	515,429
普通預金	3,357,092
貯蓄預金	55,218
通知預金	7,177
定期預金	1,201,932
定期積金	9,953
その他の預金	49,188
譲渡性預金	474,113
コールマネー	3,329
債券貸借取引受入担保金	7,477
外国為替	127
売渡外国為替	23
未払外国為替	104
信託勘定借	37
その他負債	16,717
未決済為替借	214
未払法人税等	1,478
未払費用	2,975
前受収益	1,500
給付補填備金	0
金融派生商品	3,185
リース債務	609
資産除去債務	251
その他の負債	6,500
退職給付引当金	1,541
睡眠預金払戻損失引当金	741
偶発損失引当金	367
ポイント引当金	122
再評価に係る繰延税金負債	2,874
支払承諾	6,330
負債の部合計	**5,709,773**
純資産の部	
資本金	23,519
資本剰余金	13,653
資本準備金	13,653
その他資本剰余金	0
利益剰余金	143,064
利益準備金	9,865
その他利益剰余金	133,198
別途積立金	126,600
繰越利益剰余金	6,598
自己株式	△145
株主資本合計	180,091
その他有価証券評価差額金	9,552
土地再評価差額金	543
評価・換算差額等合計	10,095
純資産の部合計	**190,187**
負債及び純資産の部合計	**5,899,960**

損益計算書（2018年4月1日～2019年3月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		**66,098**
資金運用収益	**38,459**	
貸出金利息	28,626	
有価証券利息配当金	8,798	
コールローン利息	46	
預け金利息	987	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	**15,766**	
受入為替手数料	3,650	
その他の役務収益	12,115	
その他業務収益	**6,925**	
商品有価証券売買益	2	
国債等債券売却益	6,025	
金融派生商品収益	889	
その他の業務収益	7	
その他経常収益	**4,947**	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	3,373	
金銭の信託運用益	21	
その他の経常収益	1,551	
経常費用		**60,136**
資金調達費用	**2,141**	
預金利息	597	
譲渡性預金利息	80	
コールマネー利息	299	
債券貸借取引支払利息	1,099	
借用金利息	62	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	**6,496**	
支払為替手数料	585	
その他の役務費用	5,910	
その他業務費用	**7,586**	
外国為替売買損	568	
国債等債券売却損	6,967	
国債等債券償却	49	
営業経費	**35,957**	
その他経常費用	**7,954**	
貸倒引当金繰入額	6,550	
貸出金償却	0	
株式等売却損	185	
株式等償却	43	
金銭の信託運用損	223	
その他の経常費用	951	
経常利益		**5,961**
特別利益		**88**
固定資産処分益	11	
国庫補助金	77	
特別損失		**281**
固定資産処分損	86	
減損損失	195	
税引前当期純利益		**5,768**
法人税、住民税及び事業税	**2,886**	
法人税等調整額	**△1,185**	
法人税等合計		**1,701**
当期純利益		**4,066**

連結計算書類

第116期末（2019年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
現金預け金	1,605,608
買入金銭債権	13,521
商品有価証券	21
金銭の信託	6,950
有価証券	570,566
貸出金	3,559,016
外国為替	1,025
リース債権及びリース投資資産	10,469
その他資産	102,942
有形固定資産	39,284
建物	11,662
土地	22,393
リース資産	364
建設仮勘定	216
その他の有形固定資産	4,647
無形固定資産	3,118
ソフトウエア	1,999
その他の無形固定資産	1,118
繰延税金資産	7,221
支払承諾見返	6,330
貸倒引当金	△15,925
資産の部合計	**5,910,153**

科　目	金　額
負債の部	
預金	5,188,699
譲渡性預金	466,113
コールマネー及び売渡手形	3,329
債券貸借取引受入担保金	7,477
借用金	2,004
外国為替	127
信託勘定借	37
その他負債	29,742
退職給付に係る負債	6,733
睡眠預金払戻損失引当金	741
偶発損失引当金	367
ポイント引当金	160
特別法上の引当金	0
繰延税金負債	286
再評価に係る繰延税金負債	2,874
支払承諾	6,330
負債の部合計	**5,715,026**
純資産の部	
資本金	23,519
資本剰余金	13,653
利益剰余金	151,640
自己株式	△145
株主資本合計	188,667
その他有価証券評価差額金	9,877
土地再評価差額金	543
退職給付に係る調整累計額	△3,960
その他の包括利益累計額合計	6,460
純資産の部合計	**195,127**
負債及び純資産の部合計	**5,910,153**

連結損益計算書（2018年4月1日～2019年3月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		**72,497**
資金運用収益	**37,787**	
貸出金利息	28,718	
有価証券利息配当金	8,032	
コールローン利息及び買入手形利息	46	
預け金利息	988	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	**16,626**	
その他業務収益	**13,119**	
その他経常収益	**4,964**	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	4,963	
経常費用		**66,707**
資金調達費用	**2,148**	
預金利息	597	
譲渡性預金利息	79	
コールマネー利息及び売渡手形利息	299	
債券貸借取引支払利息	1,099	
借用金利息	70	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	**5,558**	
その他業務費用	**12,335**	
営業経費	**37,714**	
その他経常費用	**8,950**	
貸倒引当金繰入額	7,421	
貸出金償却	38	
その他の経常費用	1,490	
経常利益		**5,790**
特別利益		**92**
固定資産処分益	11	
国庫補助金	81	
特別損失		**285**
固定資産処分損	86	
減損損失	195	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
固定資産圧縮損	3	
税金等調整前当期純利益		**5,596**
法人税、住民税及び事業税	**3,370**	
法人税等調整額	**△1,358**	
法人税等合計		**2,011**
当期純利益		**3,585**
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,585**

監査報告書

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月14日

株式会社東邦銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江見睦生　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙嶋清彦　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中桐徹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2018年４月１日から2019年３月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月14日

株式会社東邦銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江見睦生　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙嶋清彦　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中桐　徹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第116期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。また、当行は、2018年６月22日開催の第115回定時株主総会におきまして、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたが、2018年４月１日から2018年６月22日定時株主総会終了時までの監査については、当該期間の各監査役が実施した監査内容を引継ぎ、その内容を検証の上で当事業年度の監査報告としております。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月14日

株式会社東邦銀行　監査等委員会

常勤監査等委員	丹野真助 ㊞	常勤監査等委員	阪路雅之 ㊞
監査等委員	赤城恵一 ㊞	監査等委員	原　徹 ㊞
監査等委員	藤原　隆 ㊞	監査等委員	青野亜佐緒 ㊞

（注）監査等委員　赤城恵一、原徹、藤原隆及び青野亜佐緒は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

議案および参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当行の配当方針は、内部留保の充実による健全性の向上を図りながら、安定的な配当を継続することを基本方針とし、業績の成果に応じ弾力的に株主の皆さま方への利益還元に努めていくこととしております。この配当方針のもと、第116期の期末配当につきましては、当期の業績を総合的に勘案のうえ、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、１株につき４円といたしたいと存じます。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金１株につき４円と合わせ、年間の配当金は１株につき８円となります。

1	**株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額** 当行普通株式１株につき金４円　総額1,008,229,744円
2	**剰余金の配当が効力を生ずる日** 2019年６月24日

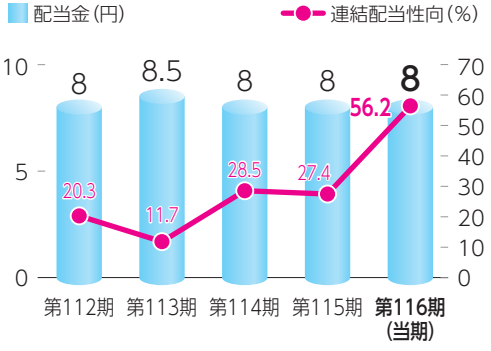
２．その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1	**増加する剰余金の項目およびその額** 別途積立金　2,000,000,000円
2	**減少する剰余金の項目およびその額** 繰越利益剰余金　2,000,000,000円

ご　参　考

１株当たり年間配当金・連結配当性向の推移



第２号議案　監査等委員である取締役以外の取締役10名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（13名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の効率化のために３名減員し、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、取締役候補者の選任について、コーポレートガバナンス規程等に沿って指名・報酬協議会における討議など適切な選任手続を経ているか、各候補者について取締役会全体の実効性等の観点からその見識、資質、経験等を慎重に検討しました。その結果、本議案で提案されている取締役候補者は妥当であると判断しております。

取締役候補者の氏名等は次頁のとおりであり、取締役候補者に関する事項は42頁から47頁までに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）	現在の当行における地位および担当	取締役会出席率（出席状況）
1	北村清士（満71歳） 再任 社内	取締役頭取（代表取締役） コンプライアンス（正）・監査部（正）担当	100% （22／22回）
2	竹内誠司（満60歳） 再任 社内	専務取締役（代表取締役）営業本部長 営業本部（正）担当	100% （22／22回）
3	佐藤　稔（満58歳） 再任 社内	専務取締役（代表取締役）事務本部長 事務本部（正）・総合企画部（正）・審査部（正）・ コンプライアンス（副）担当	95% （21／22回）
4	青木　智（満55歳） 再任 社内	常務取締役郡山営業部長 営業本部（副）担当	100% （22／22回）
5	坂井道夫（満59歳） 再任 社内	常務取締役コンプライアンス・リスク統括部長 コンプライアンス・リスク統括部（正）・コンプライアンス （副）・総合企画部（副）担当	100% （22／22回）
6	須藤英穂（満57歳） 再任 社内	常務取締役本店営業部長 営業本部（副）担当	100% （22／22回）
7	石井隆幸（満58歳） 再任 社内	常務取締役いわき営業部長 営業本部（副）担当	100% （22／22回）
8	横山貴一（満58歳） 再任 社内	常務取締役人事部長 人事部（正）・総務部（正）・市場金融部（正）担当	100% （22／22回）
9	田口信太郎（満69歳） 再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	100% （22／22回）
10	渡部速夫（満63歳） 再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	100% （22／22回）

（注）年齢は、年度末現在を基準とした満年齢を記載しております。

再任…再任取締役候補者　社内…社内取締役候補者　社外…社外取締役候補者　独立…証券取引所届出独立役員

候補者番号 1

北村（きたむら） 清士（せいし）

生年月日	1947年４月14日生（満71歳）
所有する当行株式の数	101,500株
取締役会出席率(出席状況)	100％(22回中22回出席)

再任 社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年４月　当行入行
1990年３月　同　企画部長代理兼企画課長
1992年３月　同　方木田支店長
1994年３月　同　須賀川支店長
1996年６月　同　資金証券部長
1998年６月　同　総合企画部長
1999年６月　同　取締役総合企画部長
2001年６月　同　常務取締役本店営業部長
2002年６月　同　常務取締役
2004年６月　同　取締役副頭取
2007年６月　同　取締役頭取（代表取締役）
コンプライアンス（正）・監査部（正）担当
(現在に至る)

■ 取締役候補者の選任理由

北村清士氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長・本部部長を歴任し、1999年６月に取締役就任。経営者として十分な業務経験と幅広い知見を有しており、適切かつ主体的にその職務・職責を果たしております。2007年６月の取締役頭取就任以降は、東日本大震災等変化の大きい環境の中、株主の皆さまの負託に応えるべく、経営の舵取りを担ってまいりました。

こうした中、2018年３月に長期ビジョンである「地域（ふるさと）を豊かに・お客さまの繁栄のために・私たちの成長で～より大きく・より強く・よりたくましく～」を定め、新中期経営計画初年度である2018年度も強力なリーダーシップを発揮し事業を牽引してきたことを考慮し、当行グループのさらなる成長のために、適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 2

竹内（たけうち） 誠司（せいじ）

生年月日	1958年６月21日生（満60歳）
所有する当行株式の数	64,800株
取締役会出席率(出席状況)	100％(22回中22回出席)

再任 社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年４月　当行入行
2000年３月　同　審査部審議役
2002年３月　同　郡山卸町支店長
2004年６月　同　矢吹支店長
2006年６月　同　喜多方支店長
2008年３月　同　法人営業部長
2010年５月　同　営業本部副本部長兼法人営業部長
2010年６月　同　取締役営業本部副本部長兼法人営業部長
2011年４月　同　取締役営業本部副本部長
2011年５月　同　取締役営業本部副本部長兼営業統括部長
2011年６月　同　取締役営業本部副本部長
2012年６月　同　常務取締役営業本部長兼営業統括部長兼カード事業部長
2013年３月　同　常務取締役郡山支店長
2013年４月　同　常務取締役郡山営業部長
2015年６月　同　専務取締役(代表取締役)郡山駐在
2016年６月　同　専務取締役(代表取締役)営業本部長営業本部（正）担当（現在に至る）

■ 取締役候補者の選任理由

竹内誠司氏は、営業店長ならびに、法人等のお客さまに対する総合取引の推進・営業店支援の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。
また、2010年６月以降、取締役として営業店の経営指導・支援、内部監査および人事関連業務の統括等、職務を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 3

佐藤（さとう） 稔（みのる）

生年月日	1960年11月27日生（満58歳）
所有する当行株式の数	50,000株
取締役会出席率(出席状況)	95％(22回中21回出席)

再任 社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年４月　当行入行
2002年３月　同　総合企画部審議役
2003年10月　同　総合企画部企画課長
2006年３月　同　方木田支店長兼大森支店長
2007年10月　同　方木田支店長
2008年６月　同　須賀川支店長
2010年６月　同　市場金融部長
2012年６月　同　取締役総合企画部長兼経営戦略調整室長
2014年５月　同　取締役本店営業部長
2014年６月　同　常務取締役本店営業部長
2016年６月　同　専務取締役(代表取締役)事務本部長事務本部(正)・総合企画部(正)・審査部(正)・コンプライアンス(副)担当（現在に至る）

■ 取締役候補者の選任理由

佐藤稔氏は、営業店長ならびに、市場部門における諸施策の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。
また、2012年６月以降、取締役として、経営の基本方針および経営計画の企画立案の統括、ならびに事務全般の合理化・集中化の統括等、職務を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 4

青木　智（あおき　さとし）

生年月日	1963年５月15日生（満55歳）
所有する当行株式の数	18,500株
取締役会出席率(出席状況)	100％(22回中22回出席)

再任　社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年４月　当行入行
2005年６月　同　本店営業部渉外課長
2008年６月　同　福島西中央支店長
2010年３月　同　東京事務所副所長
2010年５月　同　東京事務所長
2012年３月　同　営業本部担当部長
2012年６月　同　営業統括部担当部長兼
　カード事業部担当部長
2013年９月　同　営業統括部長兼金融商品営業部
　担当部長兼カード事業部担当部長
2014年３月　同　営業本部副本部長兼営業統括部長
2014年９月　同　融資部長兼融資管理部長
2015年３月　同　融資部長（現　審査部長）
2016年６月　同　執行役員本店営業部長
2017年６月　同　取締役本店営業部長
2018年６月　同　常務取締役郡山営業部長
　営業本部（副）担当
　（現在に至る）

■ 取締役候補者の選任理由

青木智氏は、経済金融情勢等諸情報の収集ならびに、営業戦略・施策の企画立案、結果分析・検証の統括や、融資業務全般にかかる企画・管理・指導の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。
また、2017年６月以降、取締役として福島地区および郡山地区の営業店管理等、職務を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 5

坂井　道夫（さかい　みちお）

生年月日	1959年５月５日生（満59歳）
所有する当行株式の数	35,600株
取締役会出席率(出席状況)	100％(22回中22回出席)

再任　社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年４月　当行入行
2002年３月　同　総合企画部副部長兼ＡＬＭ課長
2006年10月　同　総合企画部副部長
2008年３月　同　総合企画部担当部長
2011年４月　同　総合企画部担当部長兼
　コンプライアンス統括室長
2011年11月　同　総合企画部担当部長
2012年６月　同　総合企画部担当部長兼
　リスク統括課長兼人事部担当部長
2012年９月　同　総合管理部長
2013年６月　同　取締役総合管理部長
2016年５月　同　取締役総合管理部長兼
　コンプライアンス統括室長
2016年６月　同　常務取締役総合企画部長兼
　総合管理部長
2018年３月　同　常務取締役総合管理部長
2018年６月　同　常務取締役コンプライアンス・
　リスク統括部長
　コンプライアンス・リスク統括部
　（正）・コンプライアンス（副）・
　総合企画部（副）担当
　（現在に至る）

■ 取締役候補者の選任理由

坂井道夫氏は、各種リスク管理や収益管理の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。
また、2013年６月以降、取締役として経営の合理化・効率化、資本政策の企画立案や内部統制構築の統括、法令等遵守態勢の統括等、職務を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 6

須藤（すとう） 英穂（ひでほ）

生年月日	1961年６月５日生（満57歳）
所有する当行株式の数	20,600株
取締役会出席率(出席状況)	100％(22回中22回出席)

再任 社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年４月	当行入行	
2003年６月	同	本店営業部副部長兼融資一課長
2006年10月	同	人事部副部長
2008年３月	同	郡山南支店長
2010年６月	同	法人営業部副部長兼営業渉外課長
2011年４月	同	法人営業部長兼営業渉外課長
2012年９月	同	営業本部副本部長兼法人営業部長
2013年６月	同	営業本部副本部長
2014年３月	同	営業本部副本部長兼 総合企画部担当部長
2014年５月	同	総合企画部長兼経営戦略調整室長
2014年６月	同	取締役総合企画部長兼 経営戦略調整室長
2015年６月	同	取締役郡山営業部長
2016年６月	同	常務取締役郡山駐在
2017年６月	同	常務取締役郡山営業部長
2018年６月	同	常務取締役本店営業部長 営業本部（副）担当 （現在に至る）

■ 取締役候補者の選任理由

須藤英穂氏は、営業店長ならびに、営業戦略・施策の企画立案の統括や、経営にかかる重要事項の調査・研究、企画立案の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2014年６月以降、取締役として経営の基本方針および経営計画の企画立案の統括や郡山地区および福島地区の営業店統括等、職務を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 7

石井（いしい） 隆幸（たかゆき）

生年月日	1960年９月30日生（満58歳）
所有する当行株式の数	46,600株
取締役会出席率(出席状況)	100％(22回中22回出席)

再任 社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年４月	当行入行	
2002年３月	同	平支店上席副支店長兼融資課長
2003年10月	同	平支店融資課長
2005年３月	同	福島卸町支店長
2007年３月	同	猪苗代支店長
2009年６月	同	会津一之町支店長
2011年６月	同	営業統括部長
2012年３月	同	営業統括部長兼カード事業部長
2012年６月	同	白河支店長
2014年９月	同	いわき営業部長
2015年６月	同	取締役いわき営業部長
2016年５月	同	取締役いわき駐在
2016年６月	同	常務取締役いわき駐在
2017年６月	同	常務取締役
2019年５月	同	常務取締役いわき営業部長 営業本部（副）担当 （現在に至る）

■ 取締役候補者の選任理由

石井隆幸氏は、営業店長の経験に加え、営業統括部長として、営業戦略の企画立案、進捗管理を統括するなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2015年６月以降、取締役として営業店統括や、融資業務全般の統括、ならびに動産・不動産および経費全般の管理統括を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 8

横山 貴一（よこやま きいち）

生年月日	1960年７月20日生（満58歳）
所有する当行株式の数	28,200株
取締役会出席率(出席状況)	100％(22回中22回出席)

再任 社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年４月　当行入行
2003年３月　同　滝沢支店長
2005年３月　同　安積支店長
2007年６月　同　仙台支店長
2010年３月　同　県庁支店長
2011年９月　同　個人金融部担当部長
2012年６月　同　喜多方支店長
2014年３月　同　人事部担当部長兼人事課長
2015年５月　同　人事部長
2015年６月　同　執行役員人事部長
2016年６月　同　取締役人事部長
2017年６月　同　常務取締役人事部長
2018年６月　同　常務取締役
2019年３月　同　常務取締役人事部長
人事部（正）・総務部（正）・
市場金融部（正）担当
（現在に至る）

■ 取締役候補者の選任理由

横山貴一氏は、営業店長ならびに、人事管理や従業員等の育成・能力開発に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2016年６月以降、取締役として従業員等の多様な働き方支援の統括や、市場部門にかかる諸施策の統括等、職務を適切に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 9

田口信太郎（たぐちしんたろう）

生年月日	1949年10月30日生（満69歳）
所有する当行株式の数	0株
取締役会出席率(出席状況)	100％(22回中22回出席)

再任 社外 独立

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年４月　日本放送協会入局　青森放送局・放送部
1998年６月　同　松山放送局・放送部・副部長
2000年５月　同　報道局・取材センター　担当部長
2001年６月　同　報道局・取材センター　経済部長
2003年６月　同　福島放送局長
2006年７月　財団法人ＮＨＫサービスセンターへ転籍
2011年７月　同　理事
2012年６月　財団法人ＮＨＫサービスセンター
理事　退任
2012年６月　株式会社東邦銀行
社外取締役（非常勤・独立役員）
（現在に至る）

■ 社外取締役候補者の選任理由

田口信太郎氏は、幅広い知識と豊富な経験に基づく高い見識を活かし、当行経営全般に対して、客観的・中立的な立場から適切な助言を行い、取締役会における牽制機能を十分発揮していることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する補足説明

田口信太郎氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

田口信太郎氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって７年となります。

候補者番号 10

渡部（わたなべ） 速夫（はやお）

生年月日	1956年１月12日生（満63歳）
所有する当行株式の数	0株
取締役会出席率(出席状況)	100％(22回中22回出席)

再任 社外 独立

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年４月	日本開発銀行 （現：株式会社日本政策投資銀行）入行
1996年４月	同　総務部課長
2003年６月	同　財務部長
2005年６月	同　調査部長
2006年６月	同　東北支店長
2009年６月	同　監査役室長
2010年６月	日本開発銀行 （現：株式会社日本政策投資銀行）退職
2010年６月	株式会社京王プラザホテル 常勤監査役
2012年６月	株式会社日本経済研究所 社外監査役
2016年６月	株式会社東邦銀行 社外取締役（非常勤）
2016年６月	株式会社日本経済研究所 社外監査役　退任
2018年６月	株式会社京王プラザホテル 常勤監査役　退任
2018年６月	エイブリック株式会社　常勤監査役 （現在に至る）
2019年３月	株式会社東邦銀行　社外取締役 （非常勤・独立役員） （現在に至る）

■ 社外取締役候補者の選任理由

渡部速夫氏は、株式会社日本政策投資銀行東北支店長、同監査役室長を歴任する等、金融政策全般にわたる幅広い知識と豊富な経験を有しており、その高い見識からの客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して、引き続き社外取締役に選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する補足説明

渡部速夫氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また、過去に同氏の実兄・義姉が当行と銀行取引を有する先の業務執行者でしたが、現在は、当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

渡部速夫氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

(注)１．各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
２．社外取締役との責任限定契約について
当行は田口信太郎、渡部速夫の両氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以上

＜ご参考＞社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の候補者が、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近(注1)において、次のいずれの要件にも該当しない場合、独立性を有すると判断する。

(1) 当行を主要な取引先(注2)とする者、またはその者が法人等(注3)である場合にはその業務執行者。

(2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。

(3) 当行から役員報酬以外に、多額(注4)の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者をいう。）。

(4) 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にその業務執行者。

(5) 当行の主要株主(注5)、またはその者が法人等である場合には、その業務執行者。

(6) 次に掲げる者（重要(注6)でない者は除く）の近親者(注7)。

A．上記（1）～（5）に該当する者

B．当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員または業務執行者

(注1)「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2)「主要な取引先」とは、事業年度の連結売上高（当行の場合は連結経常収益）の２％以上を基準に判定。また、融資取引については、当行の融資額が最上位の取引額であり、かつ当該融資を直ちに回収した場合は、事業継続に深刻な影響を及ぼすなど当行の与信方針の変更が取引先に対して著しい影響を与える場合は、主要な取引先とする。

(注3)「法人等」とは、法人以外の団体を含む。

(注4)「多額」とは、過去３年平均で年間1,000万円以上の金額をいう。

(注5)「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または法人等をいう。

(注6)「重要」とは、会社の役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

(注7)「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

すべてを地域のために

東邦銀行　株主総会会場ご案内図


本店外観

会　場　福島県福島市大町３番25号
当行本店 ８階大会議室

電　話　024(523)3131(代表)



最寄の駅　「JR福島駅」 東口より徒歩約８分

● 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申しあげます。

昨年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただいております。何とぞご理解くださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK 地球環境を考え、植物油インキを使用しています。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。